審査結果

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)及び電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、審査事項16の審査結果が適となることを前提として認可することが適当と認められる。

審査事項	審査 結果	事 由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)7)		該当事項なし。
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)イ)	適	接続料は接続料規則第4条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ウ)	_	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が 適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条 (1) I)	, ,	該当事項なし。
世上がり切喩に足められてものとこ。(番音楽牛系10 米(1) 2) 15 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第1号及び審査基準第15条(1) 1) 16 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第2号及び審査基準第15条(1) 1)	適	他事業者が接続の請求等を行う 場合におけると認められる。 答・接続の請求かの標準 的期間等につると認められる。 他事業日本ので明確に定められる。 他事業日本のでは、との負担をののでは、 をいると認められる。 他事では、とのものでは、 をの通信にでは、 をののでは、 をののでは、 をののでは、 をののでは、 をのででででは、 をのででででは、 をのでででででである。 をのででででである。 をのででででである。 をのででででいると をのでする場合のできる。 をのででででである。 をのででででいると をのででででいると をのでする。 をのででででいると をのできる。 をのででででいると をのででできる。 をのででででいると をのででででいると をのででできる。 をのででできる。 をのででできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのできる。 をのできる。 をのでできる。 をのでできる。 をのできる。 とのでも。 とのできる。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とので。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とので。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とので。 とので。 とのでも。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので
7 他事業者が屋内配線設備(集合住宅向けに限る)を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。 (施行規則第23条の4第2項第3号及び審査基準第15条(1) オ)	_	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して	適	他事業者が負担すべき工事費、手 続費等について、接続料の原価の算 定方法に準じて計算されており、適

当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第4号及び審査基準第15条(1)t)		正かつ明確に定められていると認められる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)オ)		該当事項なし。
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)オ)		該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信 設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答 において用いるべき様式が適正かつ明確に定められているこ と。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条 (1) か)	_	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による 解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)オ)	_	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設 備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当 該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の 接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一 種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うこと を確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められてい ること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第 15条(1) か		該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。 (施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1) 1)	_	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)オ)		該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に 照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	一部保留	本件は、接続料規則第21条の規定に基づき接続料の再計算を行い、これにより当該接続料の支定を行い、これにより当該接続料の定定を行い、接続料規則第4章の規定に基づいて算定された原価に照らし、近に受当なものと認めの扱いについては別紙のとおり意見招請結果等も踏まえて判断することが適当である。

17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通		本件申請において、自己の電気通
信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接	適	信設備を接続することとした場合の
続することとした場合の条件に比して不利なものでないこ	旭	条件に比して不利なものとする旨の
と。(審査基準第 15 条(3))		記載は認められない。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするも	. -	本件申請において、特定の電気通
のでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	信事業者に対し不当な差別的取扱
		いをする旨の記載は認められない。

(別紙)

災害特別損失の扱いについて

本件申請については、接続料の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて、平成23年度第2四半期で計上した当該費用に係る見積差額を減算した上で、これを算入した原価が用いられている。当該措置については、接続料規則に規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。これらの費用の算入とそれを前提とした接続料の額の適否の判断は、意見招請結果等も踏まえて行うことが適当である。